

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金

令和3年11月19日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、子育て世帯を支援するために臨時特別給付金を給付します。※所得制限あり。 **給付金額 児童1人につき100,000円(一括給付)**

支給対象者	手続き等	支給日
①令和3年9月分の児童手当の受給者(公務員以外) ※令和3年9月1日～10月31日までに出生した子どもの養育者で児童手当の手続きが完了した人。 ※児童手当受給世帯の高校生等。	申請不要 (対象者にはお知らせを送付済)	令和3年12月23日に支給済
②所属庁から児童手当を受給している公務員	申請が必要※郵送可 (対象者にはお知らせを送付済)	審査後、順次支給
③高校生等の養育者で中学生以下の子どもがいない人	2月28日(月)	
④令和3年11月1日～令和4年3月31日に出生した子どもの養育者で児童手当の受給者となる人	申請不要 (申請が必要な場合があります) 児童手当等の申請手続きが完了後、順次、お知らせを送付します。	順次支給 (申請した人は、審査後、順次支給)

※児童手当の登録口座か申請時に指定した口座へ支給します。
※市が把握した人には、申請書等を送付済みです。(令和4年1月末までに、市からお知らせや申請書等が届かない場合は、お問い合わせください)※申請書は市HPからダウンロード可。 子育て支援課(☎0848-38-9205)

〈低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金〉の申請はお済みですか?

新型コロナの影響が長期化する中、低所得の子育て世帯を支援するための給付金です。※上記の〈子育て世帯への臨時特別給付金〉とは異なります。

申請期限が迫っています。期限を過ぎると給付金を受けることはできません。申請書提出後、申請書の不備や添付書類漏れがある場合も、期限までに必ず提出してください。

給付金額 児童1人につき50,000円

申請が必要な人(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った人を除く)令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当を受給している障害児の場合は、20歳未満)を養育する人のうち、いずれかに該当する人

①令和3年1月1日以降の収入が減少し、市県民税非課税相当の収入となった人

②高校生以上の児童のみを養育していて、令和3年度市県民税(均等割)が非課税の人

2月28日(月) 社会福祉課(☎0848-38-9122)

生活福祉資金(コロナ特例貸付)申請受付期間を延長します

新型コロナの影響による休業や失業で、一時的な生活資金にお困りの人に向けた緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付期間と返済開始時期が延長となりました。

■申請受付期間の延長

緊急小口資金、総合支援資金(初回貸付):令和4年3月末まで延長

■返済開始時期の延長

令和4年12月末までに返済開始時期が到来する貸付の据置期間が令和4年12月末まで延長

※制度の詳細・申請書類は 広島県社会福祉協議会HPでご確認ください。

くらしサポートセンター尾道 (☎0848-21-0322)



▲広島県社協HP

プラスチックごみの削減で尾道の海をきれいに!



海へ流れ出たプラスチックごみは、漁業の支障になるばかりでなく、紫外線や波により分解されてマイクロプラスチックになり、生態系に多大な影響を及ぼします。

市では、漁協と協力し、継続して海底ごみ回収をしていますが、環境改善は一部の海域にとどまっています。

リサイクルをはじめとするプラスチックごみの適正な処分に取り組むことが、美しい自然を守り、新鮮で安全な水産物提供につながっていきます。

農林水産課 (☎0848-38-9478)

水道管にも防寒対策をしましょう

寒さが厳しくなると、水道管が凍結して水が出なくなることがあります。

宅内の水道管が破裂した場合、修理費用は自己負担となりますので、早めの防寒対策を行いましょう。

■凍結を防ぐには

市販の保温材や毛布・布などで水道管を覆い、ビニールテープを巻くなどの方法が有効です。毛布や布で覆う場合には、ぬれると逆効果になるので、ビニールをかぶせるなどしてください。

■凍結して水が出ない時には

蛇口にタオルなどを巻き、ぬるま湯をかけてゆっくりと溶かす方法が有効です。

■水道管が破裂した場合には

水道メーターのそばにある元栓(止水栓)を閉め、最寄りの市指定給水装置工事業者にご連絡ください。市指定給水装置工事業者は、市HPをご確認ください。

上下水道局庶務課 (☎0848-37-8700)
上下水道局因島瀬戸田営業所 (☎0845-22-0499)

日曜にも受け取れます マイナンバーカード

1月23日(日)、2月13日(日)・27日(日) 8:30~12:00

本庁市民課のみ

※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、交付日の4日前までに交付場所変更の連絡をしてください。

マイナンバーカード(個人番号カード)

の交付案内が届いた人
マイナンバーカード交付通知書 兼照会書(交付案内に同封)
・本人確認書類(交付案内参照)
・通知カード(回収します)
・住民基本台帳カード(回収します・お持ちの人のみ)
市民課(☎0848-38-9166)

無料でマイナンバーカードの申請をお手伝いします

窓口で写真を撮影して、インターネットからの申請を代行に行います。

本庁市民課、各支所(浦崎・百島を除く)

平日9:00~16:00

次のすべてに当てはまる人

- ・尾道市に住民票がある
- ・マイナンバーカードを持っていない
- ・申請時と受取時に本人が窓口に来ることができる

・申請後2カ月以内に転出する予定がない

本人確認書類(運転免許証・保険証など)、マイナンバーカード交付申請書(お持ちの人のみ)

※申請からマイナンバーカードの受取までは1カ月以上かかります。

市民課(☎0848-38-9166)

因島総合支所市民生活課

(☎0845-26-6208)

御調支所まおこし課

(☎0848-76-2111)

向島支所まおこし課

(☎0848-44-0110)

瀬戸田支所住民福祉課

(☎0845-27-2211)

マイナポイント申込支援も、市役所・各支所(浦崎・百島除く)で行っています。

情報システム課

(☎0848-38-9308)

尾道税務署での確定申告の窓口相談等

確定申告の窓口相談・申告会場の受付期間(令和3年分)

申告所得税・贈与税 1月27日(木)~3月15日(火)

個人事業者の消費税 1月27日(木)~3月31日(木)

受付 8:30~16:00(平日のみ) 場所 尾道税務署(古浜町27番18号)

申告会場への来場は入場整理券が必要です

混雑を緩和し感染リスクを軽減するため、次の2通りの方法で入場券を配布します。

確定申告会場で当日配布

入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。ご了承ください。

オンラインで事前発行

LINEアプリで国税庁公式アカウントを友だち追加してください。

※LINEによる事前発行システムは1月中旬に公開予定です。



▲LINE公式アカウント

尾道税務署(☎0848-22-2131/平日8:30~17:00)

国保 後期 交通事故など第三者から傷害を受けたときには届け出が必要です

交通事故や暴力行為など第三者(自分以外の人)の行為によってけがや病気になる、医療機関にかかったときの支払いは、損害賠償として加害者が被害者の治療費を負担するのが原則です。

保険証を使って医療機関を受診する場合には、必ず事前に窓口に相談し届出書類を提出してください。

また受診の際、第三者(加害者)から傷害を受けた旨を医療機関に伝えてください。保険者(尾道市国保・広島県後期高齢者医療広域連合)が治療費の一部を立て替えて支払い、後から加害者(損保会社)に対して立て替えた額を請求します。

「第三者行為」となる事例

相手のいる交通事故でけがをしたとき/他人のペットに噛まれたとき/飲食店で食べたものが原因で食中毒にかかったとき/他者所有の建物などの設備欠陥によるけが など

※いずれの場合も労災保険が適用された場合は届出不要。



【国保】被保険者の属する世帯の世帯主 【後期】被保険者 ※被害者が加入する損害保険会社の代行申請可。

保険年金課、各支所(御調は御調保健福祉センター)、広島県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療の人のみ)

保険年金課(☎0848-38-9142)

くらしの窓

市からのお知らせ

市内全域で利用可能に 光回線未整備地域で光回線サービスの受付が始まります

地域	受付開始日	提供開始日
下記以外の市内全域	1月25日~	2月7日~
原田町、浦崎町、百島町、因島重井町、因島洲江町、因島原町、瀬戸田町荻、瀬戸田町宮原、瀬戸田町御寺	2月21日~	3月7日~

※光回線サービスの利用にあたっては、各光回線サービス提供事業者への申し込みが必要です。詳しくは各提供事業者にご確認ください。

※提供事業者より訪問や電話による勧誘が行われることがあります。契約にあたっては事業者名・サービス内容等を確認してください。

※本市の職員が光回線サービスのあっせん、勧誘等を行うことはありません。

情報システム課(☎0848-38-9308)

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。 日時間 場所 対象内容 電話 料金 持ち物 締切 ホームページ